

愛媛県耐震改修促進計画改正（案）に寄せられた意見と県の考え方

愛媛県耐震改修促進計画改正（案）について、12月15日（月）から1月14日（水）までの期間でパブリック・コメントを実施し、ご意見をいただきました。

案に対する意見と考え方は、次のとおりです。

なお、いただいた意見は、適宜集約・要約しています。

	寄せられた意見の要旨	県の考え方
1	<p>愛媛県の市町の中には、地震時に通行を確保すべき道路について、色分けした地図等を市町の耐震改修促進計画の中に資料として添付していない市町もあるので、視覚に残るわかりやすい資料の作成を市町と協力して目指すべきではないでしょうか。</p>	<p>本計画の改正にあたり、本編への資料の掲載先の記載や資料編の内容充実を図っておりますが、いただいたご意見は、今後の本計画の改正及び市町の耐震改修促進計画の改正の際の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>木造住宅の床の補強についても言及したほうが良かったのではないのでしょうか。木造住宅の耐震化に関する技術的な知識というコラムのような絵が多い資料も追加で添付したほうが良いのではないのでしょうか。</p> <p>特に、住宅の床の役割については、正しく理解していない人々が多いと思われま</p>	<p>資料編 59 ページに木造住宅の耐震改修方法の例について記載します。</p> <p>また、耐震改修を実施する際の注意点等については、図を交えて解説したリーフレットや耐震改修事例集の配布、県民向けの住まいの地震対策講座等における説明等にて周知をしておりますが、いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
3	<p>本編 18 ページに、リフォームにあわせた耐震改修の誘導ということが書かれているが、リフォームについて、良いこと、注意すべきことの両方を書いた方が良いのではないのでしょうか。</p>	<p>資料編 60 ページにリフォームに関することについて記載します。</p> <p>また、リフォームの際、間取りの変更のために構造部材である柱や梁、耐力壁を撤去することは耐震性能を低下させる恐れがありますので、相談窓口や講習会等の機会をとらえ、周知に努めていきます。</p>

4	<p>ブロック塀の設置者又は管理者に対し、安全なブロック塀の築造方法及び既存ブロック塀の補強方法等について周知、指導すると書かれています。生垣や軽量なフェンスへの転換という選択肢もPRしているのでしょうか。</p>	<p>本編の17ページに、フェンスや生垣への転換について記載します。</p> <p>住宅フェアや相談窓口での、安全なブロック塀の築造方法や点検方法を掲載したパンフレットの配布や、ホームページの「すまいのしおり」で既存ブロック塀の補強方法を紹介したりするなど、設置者等への周知を図っています。</p> <p>なお、上記パンフレットの中で、生垣や軽量なフェンスへの転換も改善策として紹介しています。</p>
5	<p>ブロック塀のことだけでなく、自動販売機の転倒対策についても言及して良いのではないのでしょうか。</p> <p>また、自動販売機の転倒防止対策について、どのようにしているのでしょうか。</p> <p>JIS規格での据付基準が、守られていない場合もあります。</p>	<p>本編の17ページに、自動販売機の転倒防止について記載します。</p> <p>また、公共施設に設置されるものを除き、自動販売機の転倒防止に係る対策については設置者又は管理者に委ねております。</p> <p>他の都道府県等の事例を参考に、今後の取組について研究していきます。</p>
6	<p>エレベーターの安全対策について、抽象的な文章だけではなくて、過去の地震での閉じ込め事例についても、書いたほうが、もっと県民に伝わりやすくなるのではないのでしょうか。</p>	<p>本県では、平成13年3月24日の芸予地震、平成26年3月14日の伊予灘を震源とする地震において、震度5強を記録しましたが、これらの地震における県内の具体的なエレベーター被害については、平成26年3月14日の地震において、閉じ込めが1件あったこと以外には記録がないことから、計画には記載しません。</p>
7	<p>緊急輸送道路沿いの安全点検を行っているのならば、その具体的な方法や指導件数をホームページで公表したりしたほうが良いのではないのでしょうか。</p> <p>また、危険な取り付け方をしている看板まで指導しているのでしょうか。</p>	<p>建築物の看板等については、一定規模・用途以上の建築物については、建築基準法による特殊建築物定期調査報告制度の活用などにより、施設所有者又は管理者に対して適切に維持管理するよう指導しています。</p> <p>なお、指導内容の公表はしていません。</p>

8	<p>住宅の角の出隅窓は、住宅の耐震強度を落とす事があることを注意点として資料編で言及したほうが良いのではないのでしょうか。</p>	<p>県が主催する、建築士を対象とした木造住宅の耐震補強設計講習や施工業者を対象とした耐震改修工事講習等で注意事項として説明するなど、周知に努めてまいります。</p>
9	<p>愛媛県にも、観光で来ている外国人や、留学生、国際結婚している人々の中には、日本語に不慣れな人もいるため、外国人に対する啓発についても触れるべきではないのでしょうか。</p>	<p>外国人に対する防災対策の啓発について、本計画は、建築物の耐震化の促進を目的としたものであることから、計画への位置付けはしません。</p>
10	<p>新宿区は、避難場所地図は四ヶ国語の表記をしているようだが、愛媛県は、どのようにしているのでしょうか。</p>	<p>松山市では、避難場所地図の外国語表記（英語、中国語、韓国語）をしています。</p>